

## ◎ 免許状更新講習の受講を修了された皆様へ

大学等が開設する免許状更新講習を30時間以上受講・修了された方につきましては、その後の手続きとして、免許管理者（高知県教育委員会）への更新講習修了確認申請が必要となります。更新講習修了確認を受けなければ、そのままでは修了確認期限は更新されませんので留意してください。

## ○申請方法

高知県教員免許更新制に関する規則第6条及び第8条に定められた様式（第4号 旧免許状所持者）（第1号 新免許状所持者）に必要事項を記入し、手数料（県収入証紙 3, 300円分）を貼付したうえで、添付書類と併せて、下記担当まで提出してください。

なお、様式は教職員・福利課のホームページ（人事企画担当）からダウンロードできます。

（提出先）〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課 教員免許担当

## ○添付書類

①大学等からの更新講習修了（履修）証明書（原本）

②所有する全ての免許状の写し又は授与証明書（原本）

（2種から1種へ上進した場合は両方必要です。）

（2回目の更新の方は※1に該当する場合は省略可）

③免許状が授与された時点から、姓や本籍（県）が変わっている場合には、戸籍抄本等の変更が確認できる書類

（2回目の更新の方は※2に該当する場合は省略可）

④修了確認期限を延期した方は、修了確認期限延期証明書（原本）

⑤2回目の更新の方は、前回の更新講習修了確認証明書（原本）

※1 免許状の写し又は授与証明書

1回目の更新講習修了確認証明書に記載された免許状であれば、2回目は添付省略可

※2 戸籍抄本等の変更が確認できる書類

1回目の更新講習修了確認証明書と氏名・本籍地が同一であれば、2回目は添付省略可

更新講習修了確認が済めば、免許管理者から各申請者に更新講習修了確認証明書を発行します。以上で更新手続き完了となります。

なお、証明書は次回更新講習修了確認に必要になりますので、大切に保管しておいてください。